「国家戦略技術領域の一気通貫支援に係る制度整備の方向性について（案）」に対する
意見公募手続の結果について

令和８年１月 27 日
経済産業省
イノベーション・環境局
イノベーション政策課

「国家戦略技術領域の一気通貫支援に係る制度整備の方向性について（案）」について、令和７年 12 月 12 日から令和８年１月 19 日まで意見公募手続を実施したところ、結果は下記のとおりとなりました。

御意見ありがとうございました。

記

１．実施期間等

（１）意見募集期間：令和７年 12 月 12 日～令和８年１月 19 日

（２）実施方法：電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載及び窓口での配布

（３）意見提出方法：電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム、電子メール、郵送

２．提出意見数等

（１）提出意見数：９件

（２）御意見の概要及び御意見に対する考え方：別紙のとおり

※なお、本件意見募集とは直接関係のない御意見に対して、当省の考え方は示しませんが、承っております。

３．本件に関するお問い合わせ先

経済産業省イノベーション・環境局イノベーション政策課
電話：０３－３５０１－１５１１（内線：３３８１）

以上

（別紙）

	提出意見	提出意見を考慮した結果
1	2.(4)〇4 について、助言だけでなく、資料、人材、機材、知的財産などの提供も受けられるようにすべきである。また、独立行政法人に限らず、広く公私の者から支援を受けられることとすべきである。	御意見ありがとうございます。重点産業技術に関しては、関係省庁が連携しながら、政府全体で一気通貫の支援を行って行く予定です。 独立行政法人の行う業務については、個別の法律で定めることとなっており（独立行政法人通則法第 27 条）、業務を追加するためには法改正が必要となります。本改正では、研究開発に幅広い知見を持つ独立行政法人に対し、重点産業技術に関する助言を業務として追加するために改正を行うものです。
2	本制度案における「重点産業技術」では生成 AI 技術等が想定されますが、先には、「アジャイル・ガバナンス」等という理論で、人権侵害に対する適切な法規制を含めた対策を講じず、製品の欠陥による人身事故等の責任を負わずにビジネスの拡大を図る行為を可能にするような事案が見受けられ、本制度においても同様に、「規制のサンドボックス制度」と称して、適切な法規制をせずにビジネスの拡大を図る行為が想定されます。 現在、生成 AI によるディープフェイクや詐欺犯罪、誤情報の拡散、著作権侵害、人格権の侵害、心身の健康被害等の人権侵害が多発していますが、適切な法規制等の対策が講じられず、野放しとなっており、無法地帯とも呼べる状態です。 日本新聞協会による生成 AI 事業に対する声明において、「日本新聞協会は、生成 AI の事業者に対して、報道コンテンツを生成 AI の学習等に利用する場合には許諾を得るよう繰り返し求めてきました。しかしながら事態は一向に改善されないまま、サービスの拡大が図られています」と指摘されており、また、コンテンツ海外流通促進機構や JASRAC、日本俳優連合、日本ア	御意見ありがとうございます。 いただいた御意見は今後の参考にさせていただきます。

	ニメフィルム文化連盟、大手出版社等の多くの団体が、生成AI事業に対して違法性を指摘する声明を発表しているように、生成AI企業は、生成AIによる犯罪や人権侵害の事案が多発しているにもかかわらず、国際人権法等に反するビジネスを展開し続けているという実態があります。 生成AI関連ビジネスの拡大を追求するあまり、生成AIによる犯罪や人権侵害を防止する法規制等の対策が後回しにされることがあってはなりません。 EU AI法や米カリフォルニア州法、また、生成AI企業による著作権侵害を認定した米カリフォルニア州連邦地裁判決、独ミュンヘン地裁判決等を参考にした上で、ビジネスの拡大を追求するよりも先に、人々の人権を守るための法規制を優先すべきです。	
3	研究開発機関に、高専が含まないのはなぜか。	御意見ありがとうございます。 高等専門学校については、同じ高等教育機関である大学と異なり、専門的な教育を通じた人材育成を専ら目的としているため、対象としておりません。
4	3 規制改革の円滑化「重点研究開発計画の認定を受けた事業者についても、重点研究開発計画に係る新技術等実証を実施するため、新技術等実証計画の認定の申請をすることが想定される。」 決算に関する粉飾等の行為を行なっていた企業が、現時点で国の推進する事業に関わっていた以上、規制改革による円滑化を推し進めるのは危険であると判断します。現時点でこういった不正行為を働く企業の侵入を阻止できていない現状で、当該企業が「重点研究開発計画の認定・報告徴収」について虚偽の申請をする可能性が高いと見るべきでしょう。	御意見ありがとうございます。 （3について）認定事業者への報告徴収において虚偽の報告がなされた場合は当該認定を取り消すこととすることで、制度の実効性を担保する予定です。 （4について）いただいた御意見は今後の参考にさせていただきます。なお、独立行政法人の行う業務については、個別の法律で定めることとなっており（独立行政法人通則法第27条）、業務を追加するためには法改正が必要であることから、今般の改正を行うものです。

	規制改革を行う上で、申請を行った当該企業を除く第三者による抜き打ちでの監査、綿密な審査は必須であると考えます。 4 独立行政法人の行う助言業務「重点研究開発計画の認定を受けた事業者・認定を受けた研究開発機関が独立行政法人から助言を受けられるようにする」 重点研究開発計画に含まれる技術等によって、社会的問題、被害が及ぶ事が懸念される場合、独立行政法人のみならず、各業界、業種から肯定、否定的な意見を持つ有識者を取り入れ、法的罰則、規制等を設けた上で実用に耐え得る物かを慎重に議論する必要があると進言します。	
5	「一気通貫支援」と麻雀用語を用いた勢いのある言葉遣いに興味を持ち、内容を拝見しました。 ２．制度整備の方向性 （１）　～策定してはどうか。 （２）　～講じてはどうか。 （３）　～講じてはどうか。 （４）　～検討してはどうか。（４箇所あり） のように、疑問形が使われており、主張が弱くなっています。 次のような語尾にすべきです。 （１）　～策定する。 （２）　～講ずる。 （３）　～講ずる。 （４）　～検討する。（４箇所あり） その他、文中「～と考えられる」という言い回しが３箇所あります。 この言い回しは、人ごとのように感じられ、文章から所管省庁の主体性が感じられません。	御意見ありがとうございます。 いただいた御意見は今後の参考にさせていただきます。

	３箇所とも「～と考える」にするのが良いと考えます。 「国家戦略技術領域の一気通貫支援」という勢いのある内容に適した文章をお願いします。	
6	文中に、同類の事物を付け加える助詞「も」が使われている箇所があります。その中でいくつか、同類の内容が文中に見つけられなかった箇所があります。次の部分の「も」は、「を」などに変更してはどうかと考えます。 １ページ 「産業構造審議会イノベーション・環境分科会イノベーション小委員会では、こうした状況も踏まえ、」… 「も」→「を」 「こうした一連の議論も踏まえて、」…　「も」→「を」 「経済産業省としても、」…　「も」→「は」 ２ページ 「これまで実施してきた施策の振り返り等も踏まえつつ、」…　「も」→「を」 ３ページ 「重点研究開発計画の認定を受けた事業者についても、」…　「も」→「は」 「その過程で直面する課題に関する幅広い知見を有している独立行政法人の知見を活用することも」……　「も」→「が」	御意見ありがとうございます。 いただいた御意見は今後の参考にさせていただきます。
7	１．該当箇所：「１．背景と政策の方向性」 意見：重要な技術を適切に特定して国家戦略技術領域とし、かかる技術領域に対する事業者による研究開発拠点等を重点的に一気通貫して支援する制度	御意見ありがとうございます。 １．本改正への賛同意見として承ります。 ２．本改正への賛同意見として承ります。 ３．研究開発機関の範囲については今後の制度改正において明確化してまいります。

	を整備することについて賛同する。他国が戦略分野を絞り込み重点的な投資に注力している中、日本においても早急に制度の整備を確立することが必要であると考える。 ２．該当箇所：「２．制度整備の方向性（１）重点産業技術の指定及び指針の策定」 意見：重点産業技術を指定し、重点産業技術に関する研究開発の推進に関する指針を策定して事業者による重点産業技術に関する研究開発を推進する制度の創設に賛同する。 重点産業技術を指定するにあたり、学術的・産業的な強み等の観点から日本の優位性を把握して技術を特定し、経済安全保障の観点、技術の革新性等の種々の点を考慮して指定をおこない、各技術分野に応じた指針を策定いただきたい。また、かかる研究開発を推進する制度の創設にあたっては、民間からの投資が呼び込みやすくなるような観点も考慮いただくことを希望する。 ３．該当箇所：「２．制度整備の方向性（３）研究開発機関の認定制度の創設」 意見：重点産業技術について事業者と共同研究開発をするための体制を確保している研究機関の認定制度を創設し、かかる認定を受けた研究機関が公表されて、事業者と共同研究開発するための体制を強化するために必要な措置を講じる方向性について賛同する。なお、研究機関がどの範囲の研究機関となるのかを具体的に明確にしていただきたい。 ４．該当箇所：「２．制度整備の方向性　（４）重点産業技術に関する研究開発を推進するための措置　１研究開発税制の見直し」 意見：上記（１）で指定された重要産業技術の研究開発を推進するため、事	４．いただいた御意見は今後の参考にさせていただきます。 ５．本改正へ賛同する方向の御意見として承ります。現行の第 17 条第 1 項第 3 号についても、対象となる技術領域や技術のステージ等により事業化に要する期間は異なることや、受託者自身が事業活動をしていなくとも第三者に実施許諾し事業化されていることにより活用しているといえる場合もあることに留意し、プロジェクトや受託者ごとの個別の事情に配慮して運用を行っております。改正に伴う運用の変更に際しても、受託者にわかりやすい制度設計をしてまいります。

	業者に対しかかる重要産業技術分野の研究開発にインセンティブをもたらす方向とする、研究開発税制を見直すことに賛同する。但し、将来は、日本における重要産業技術分野は変遷することが考えられるため、このたびの（１）で指定される重要産業技術以外の技術分野の研究開発に関する研究開発税制が縮小されないような配慮をすることも必要であると考える。 ５．該当箇所：「２．制度整備の方向性　（４）重点産業技術に関する研究開発を推進するための措置　５未利用特許等の活用」 意見：政府資金を供与して行っている委託研究開発に関する特許権等に係る発明を社会実装することは重要であることから、特に、重点産業技術に関する特許権に係る発明の国内利用を促す仕組み作りの方向性の検討については賛同する。その中で、「正当な理由なく相当期間実施されておらず、国が特に必要であるとしてその理由を明らかにして求める場合」の要件については、具体的に更なる検討が必要であり、受託者が明確に理解できるようにする必要がある。例えば、フュージョンエネルギー関連技術は、社会実装まで長期間が必要である等、短期での実施にいたらない理由は様々であり、一定期間の経過をもって強制的な第三者実施許諾を画一的に国が設定することは望ましくなく、技術分野や受託者の個別具体的な事情に十分に配慮する必要がある。また、受託者が自己実施・自己利用等をしておらず、子会社等の第三者に実施許諾をしている場合には、特許権に係る発明の実施が図られている場合が多くあり、この場合には、「正当な理由」に該当すべきであると考えるが、この点についても明らかにする必要がある。	

8	突然、経済産業省イノベーション・環境局イノベーション政策課　パブリックコメント担当様に宛ててパブリックコメントを拝送することをお許しください。 早速、日本の隣のロシアが国際法とブダペスト覚書を破ってウクライナ侵略している緊迫した状況の中で今にもロシア中国北朝鮮が他の国と協力して日本を侵略してきても事前に侵略されないための国力を高めるために、他の重点産業とされない人を差別せずに分け隔てなく支援してほしいので、財源として外国と日本に住む人に迷惑かけずに原価０円ですべてのものを自給自足できるまで輸入して原価２０円くらいで自分がすることでもっとお金がかかる時は、他人からお金が集まる仕組みを作って、タクシー代、通信代、仮想現実世界で既存住宅を最大限に活用する持続的な住宅市場を支える日本に住むあらゆる人と専門技術者・技能者が治療受けてなくても、治療しながらでも無試験、無学でも現実世界の職場で働いてるようにして、専門技術者や技能者やサービスを受ける人から専門技術者や技能者並みになったと認められたら、人手不足のところや就職者を募集しているところにくじ引きで順序に入社できて、合わなかったら次の職場にすぐ就職できるようにするためのシステムや自動で代理でロボットに働かせるようになるための代金、軽油代、ガソリン代、食糧代、電気代、水道代、老若男女がデートに使う時の車代、バイク代、バス代、飛行機代、新幹線代、電車代、保険代、子育て代、授業料、本代、その他ゆりかごから墓場まで不安もなく、何不自由なく生活できるために累進課税の強化と不公平税制の是正して、国家予算の３３倍の	御意見ありがとうございます。 いただいた御意見は今後の参考にさせていただきます。

	費用を発行しても破綻しなかったから物価上昇率がプラスにならない深刻なデフレにならないように見ながら、公共事業として今ある予算の範囲で毎月、日本に住む人に生活保護費以上の選択的に返還可能な地域商品券か電子地域商品券を選択的に停電しても利用できる紙の健康保険証、運転免許証、住民票に紐づけて、目標として１２００万円分以上発行して日本に住むすべての住民に支給するか、取りに来てもらえるようにしてほしい。	
9	イノベーションを口実に個人の権利や個々の責任の所在が軽んじられています。経済とはまず被害を出さないことです。「儲かる可能性があるから」で切り捨ててはならないものが切り捨てられていく日本に、安定した未来などありません。費用についてはまず政府に「予算を出せ」というべきです。国税は国家予算の足しにはなりません。政府支出とは国民の力をやり取りしやすくするためにあるもので、財源は必要ありません。(地方税は会費になりえます) 貧困率を上げたり個人の権利を略奪したり小規模事業者をつぶしたりという形での経済成長はあってはなりません。それは未来を食いつぶすことにしかならないからです。	御意見ありがとうございます。 いただいた御意見は今後の参考にさせていただきます。